宮城県飲酒運転根絶に関する条例の一部を改正する条例

宮城県飲酒運転根絶に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十六号)

の一部を次のように改正する。

及び同項第十一号の二に規定する自転車」を加える。 第二条第二号中「及び」を「、」に改め、 「原動機付自転車」の下に「

第三号」を「第百十七条の二第一項第一号又は第百十七条の二の二第一項 第三号」に改める。 第十一条第一項各号中「第百十七条の二第一号又は第百十七条の二の二

附則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(情報提供に関する規定の適用)

2 報の提供から適用する。 項第一号又は第百十七条の二の二第一項第三号に該当した者に関する情 ものに限る。)は、この条例の施行の日以後に同法第百十七条の二第一 五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車を運転した者に係る 改正後の第十一条第一項の規定(道路交通法 (昭和三十五年法律第百